

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 期首に行う臨時総会での給与改定

Q : 役員給与の改定を、定時株主総会ではなく、臨時株主総会を期首に開いて、その年度を通じて同額にしたいのですが、認められますか？

A : 問題ないようです。

【解説】

役員給与の改定は、これまでは、事業年度開始後3ヶ月以内に行われる定時株主総会で支給総額を決め、具体的な支給額は取締役会で決めるということが一般に行われ、役員給与の支給は、期首に遡って差額支給ということが税務上、認められていたので、多くの企業では、そのように執り行ってきました。

しかし、平成18年度改正で、定時株主総会での増額改定決議に伴って期首まで遡り差額支給することが認められなくなりましたので、その不都合を解消しようとするいろいろな対策を講じているようです。

その一つが、この期首に臨時株主総会を開いて給与改定しようとするものです。

これについては、定期同額給与の要件である「その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与」を満たしていますし、また、「会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた給与改定は定期同額給与」として取り扱われることから、問題になるようなことはなさそうです。

